薬食監麻発 1217 第1号 平成 26 年 12 月 17 日

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長 (公 印 省 略)

インターネット上の無承認医薬品及び指定薬物等に係る広告監視指導について

近年における危険ドラッグの濫用の状況に鑑み、危険ドラッグによる保健衛 生上の危害の発生の防止等を図るため、本年 11 月 27 日に「医薬品、医療機器 等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律」(平 成 26 年法律第 122 号。以下「改正法」という。) が公布され、本日施行されま した。

また、改正法の施行に伴い、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全 性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(平成26年厚生労働 省令第134号。以下「改正省令」という。)が今月10日に公布され、監視指導 要領及び薬局、医薬品販売業等監視指導ガイドラインについても、法改正を踏 まえ、同日付で改正しております(「「監視指導要領」及び「薬局、医薬品販 売業等監視指導ガイドライン」の改正について」(平成 26 年 12 月 17 日付け薬 食発 1217 第 3 号厚生労働省医薬食品局長通知))。

今般、これらの改正内容並びにこれを踏まえて平成26年12月15日付で改訂 された通信業界4団体が作成する「インターネット上の違法な情報への対応に 関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデ ル条項」の内容を踏まえ、インターネット上の無承認医薬品及び指定薬物等に 係る広告監視指導について別添のとおりとりまとめましたので、貴職におかれ ては、内容をご了知の上、インターネット上の広告監視指導の適切な実施方お 願いいたします。

なお、「インターネット上の未承認医薬品及び指定薬物に係る広告監視指導 について」(平成22年3月1日付薬食監麻発0301第1号)は廃止します。

別添 無承認医薬品及び指定薬物等に係るインターネット上の違法情報を発見 した場合の対応について

- 参考1 「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」抜 粋
- 参考2 「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」及び「違 法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」

無承認医薬品及び指定薬物等に係る インターネット上の違法情報を発見した場合の対応について

1 無承認医薬品に係るインターネット上の違法情報を発見した場合の対応について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)においては、無承認医薬品の広告(法第68条違反)について、厚生労働大臣又は都道府県知事(薬局又は店舗販売業にあっては、その薬局又は店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下「都道府県知事等」という。)が、当該広告を行う者に対して、広告中止命令を行うことができることとされた。(法第72条の5第1項)

また、無承認医薬品の広告について、特定電気通信(インターネット等)による情報の送信があるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事等は、特定電気通信役務提供者(プロバイダ)に対して当該送信を防止する措置を講ずることを要請できる旨の規定が設けられた。(法第72条の5第2項)。

このため、各都道府県の薬事監視業務においてインターネット上で無承認医薬品の広告に係る違法な情報を発見した場合には、以下の事項を参考として対応されたい。

(1) 無承認医薬品の広告に該当するか否かの判断

インターネット上の情報について、当該情報が法第 68 条の規定に違反する 無承認医薬品の広告に該当するか否かの判断を行う。

# (参考)

- ・「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」(昭和46年6月1日薬発第476号厚生省薬務局長通知)
- ・「無承認無許可医薬品の指導取締りの徹底について」 (昭和59年5月21日薬監第43号厚生省薬務局監視指導課長通知)
- 「無承認無許可医薬品の監視指導について」(昭和62年9月22日薬監第88号厚生省薬務局監視指導課長通知)
- ・「薬事法における医薬品等の広告の該当性について」 (平成 10 年 9 月 29 日医薬監第 148 号厚生省医薬安全局監視指導課長通 知)
- ・「個人輸入代行業の指導・取締り等について」 (平成14年8月28日医薬発第0828014厚生労働省医薬局長通知)
- ・「インターネットによる医薬品等の広告の該当性に関する質疑応答集 (Q&A) について」(平成26年5月22日薬食監麻発0522第9号厚生労

働省医薬食品局監視指導·麻薬対策課長通知)

・「危険ドラッグに対する無承認医薬品としての指導取締りの強化について」 (平成26年8月29日付け薬食発0829第1号厚生労働省医薬食品局長通知)

なお、指定薬物が新規に指定された際、当該指定を行う省令の公布から施行までの間は、当該物質を含有する製品については指定薬物としての取締りの対象とはならないが、その成分本質から、その使用目的に係る標榜ぶり如何に関わらず、無承認医薬品に当たるものと判断できる。これらの製品例については、厚生労働省のホームページで名称、包装を公表しているので、参考とされたい。

# (2) 違反業者等への指導取締り、関係行政機関との連携

○ 無承認医薬品に係る違法情報を発見した場合は、管内の業者等であることが判明している場合には、広告の中止等の措置を行うよう指導を行い、指導に従わない場合は、当該業者等に対して、法第72条の5第1項の規定により、当該広告の中止等の措置を行うよう命ずる。

なお、悪質な場合は、必要に応じて、警察等との連携を検討されたい。

○ 上記のほか、例えば所在地が判明しているものの当該業者等に接触できない場合等においては、当該広告を行う者に対し、当該広告に係る情報が違法情報である旨を、当該サイトの問い合わせアドレス等に警告メール(以下の例を参照)を送信又は返信すること等により当該情報の掲載中止等を指導する。

# <警告メールの例>

「警告: URL ○○○○に掲載されている○○○○は、掲載されている情報から医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律上の医薬品に該当し、承認された医薬品であることが確認できません。同法において、承認のない医薬品の広告、販売等は禁止されており、これらの製品の広告、販売等は処罰の対象となります。

本警告後、掲載が継続されている場合には、取締機関に情報提供することもあります。直ちに本掲載を削除してください。」

○ また、違反業者等の所在地が所管外又は不明若しくは海外の場合は、所管 都道府県又は所在地が不明若しくは海外の場合は当課あてに、速やかに連 絡する等適切に対応されたい。指導のために所在地を訪ねたところ架空の 住所であると判明した場合等においても、その旨当課あてに連絡されたい。

# (参考)

- ·「薬事監視指導要領」(平成 26 年 12 月改定)
- ・「薬局、医薬品販売業等監視指導ガイドライン」(平成 26 年 12 月改定)
- ・上記(1)に掲げる通知

# (3) 特定電気通信役務提供者への削除要請

管内の業者等に対し上記(2)の指導等を行っても、当該業者等がインターネット上の無承認医薬品に係る違法情報の削除等を行わない場合には、法第72条の5第2項に基づき、別紙様式1を用いて特定電気通信役務提供者へ違法情報の送信防止措置を講ずることを要請できる。

なお、危険ドラッグに係る無承認医薬品の広告である場合には、当該情報 の流通により甚大な保健衛生上の危害の発生のおそれがあり、当該違法情報 を削除する緊急性が高いことから、違反業者等への上記(2)の指導等と並行し て、又はこれに先行して当該要請を行うこととして差し支えない。

また、特定電気通信役務提供者に対して無承認医薬品に係る違法情報の送信防止措置を講じた場合には、当課あてに別紙様式2を用いて速やかに連絡いただくようお願いする。

2 指定薬物等に係るインターネット上の違法情報を発見した場合の対応について

法においては、法第76条の5の規定に違反する指定薬物の広告について、 厚生労働大臣又は都道府県知事は、当該広告を行う者に対して、広告中止命 令を行うことができることとされた。(法第76条の7の2第1項)

また、「指定薬物の疑い又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品」として検査命令の対象となった物品について、広告中止命令を行えることとするとともに(法第76条の6第2項)、その対象となった物品を厚生労働大臣が告示し、広域的に広告等を禁止できることとされ(法第76条の6の2第1項)、当該禁止に違反した者に対して、厚生労働大臣又は都道府県知事が広告中止命令を行うことができることとされた。

(法第76条の7の2第2項)

さらに、これらの違法広告について、特定電気通信による情報の送信があるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、特定電気通信役務提供者に対して当該送信を防止する措置を講ずることを要請できる旨の規定が設けられた。 (法第76条の7の2第3項)。

このため、各都道府県の薬事監視業務においてインターネット上でこれらの 違法な情報を発見した場合には、以下の事項を参考として対応されたい。

なお、これらの違法な情報には該当しないものの、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報(商品種別、販売方

法等)からみてこれらと同等以上の精神毒性を有する可能性が高いと認められる物品の値段、取引方法、使用・製造等の情報をホームページに掲載する等の行為を発見した場合には、有害情報として、当課あてに別紙様式3を用いて連絡いただくようお願いする。

# (1) 指定薬物等の広告に該当するか否かの判断

① 指定薬物の広告に該当するか否かの判断 インターネット上の情報について、当該情報が法第76条の5に規定に違 反する指定薬物の広告に該当するか否かの判断を行う。

# <指定薬物の広告に該当する情報>

次の要件(ア、イ)をいずれも満たす場合には、指定薬物の広告に該当する情報と判断することができる。

# ア 指定薬物該当性

- 指定薬物名が記載されている場合
- 指定薬物の検出例のある商品名(「RUSH」、「Ash360」及び「ROUTE133」など。)が記載されており、かつ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報(画像等による対象物の形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等)から指定薬物であることが明らかであると判断できる場合

# イ 広告該当性

- 指定薬物の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるために商品名、 サービス、値段及び取引方法等について不特定又は多数の者に知られる ようにしていること、かつ
- 医薬関係者等や指定薬物を医療等の用途に使用する者を対象として行っているものではないこと
- ② 告示により広域的に広告が禁止された指定薬物等である疑いがある物品の 広告に該当するか否かの判断

インターネット上の情報について、法第76条の6の2第1項に基づき、 指定薬物又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物であ る疑いがある物品として、告示により広告等を広域的に禁止された物品(以 下「広告禁止告示品」という。)の広告に該当するか否かの判断を行う。

# <広告禁止告示品の広告に該当する情報>

次の要件(ア、イ)をいずれも満たす場合には、広告禁止告示品の広告に該 当する情報と判断することができる。

#### ア 広告禁止告示品の該当性

- その名称、形状、包装からみて広告禁止告示品と同一のものと認められる物品の情報が記載されている場合
- ※ 広告禁止告示品については、その包装等は厚生労働省の HP において公示されるので、確認されたい。

# (同一のものと認められる範囲)

・広告禁止告示品と少なくとも名称が同一であり、その形状又は包装が広告禁止告示品と異なることが明らかでなく(情報が記載されていない又は相違が軽微である場合を含む。)、かつ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報(商品種別、販売方法等)から広告禁止告示品であることが明らかであると判断できる場合

# イ 広告該当性

広告禁止告示品の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるために、商品名、サービス、値段及び取引方法等について不特定又は多数の者に知られるようにしていること。

# (2) 違反業者等への指導取締り、関係行政機関との連携

○ 指定薬物等に係る違法情報を発見した場合は、管内の業者等であることが 判明している場合は、広告の中止等の措置を行うよう指導を行い、指導に従 わない場合は、当該業者等に対して、法第76条の7の2第1項又は第2項 の規定により、当該広告の中止等の措置を行うよう命ずる。

なお、悪質な場合は、必要に応じて、警察等との連携を検討されたい。

○ 上記のほか、例えば所在地が判明しているものの当該業者等に接触できない場合等においては、当該広告を行う者に対し、当該広告に係る情報が違法情報である旨を、当該サイトの問い合わせアドレス等に警告メール(以下の例を参照)を送信又は返信すること等により当該情報の掲載中止等を指導する。

#### <警告メールの例>

「警告: URL〇〇〇〇に掲載されている〇〇〇〇は、掲載されている情報から医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において広告、販売等を禁止されている指定薬物(又は指定薬物等であ

る疑いがある物品)に該当し、これらの製品の広告、販売等を行った場合 は処罰の対象となります。

本警告後、掲載が継続されている場合には、取締機関に情報提供することもあります。直ちに本掲載を削除してください。」

○ また、違反業者等の所在地が所管外又は不明若しくは海外の場合は、所管 都道府県又は所在地が不明若しくは海外の場合は当課あてに、速やかに連 絡する等適切に対応されたい。指導のために所在地を訪ねたところ架空の 住所であると判明した場合等においても、その旨当課あてに連絡されたい。

#### (参考)

- ·「薬事監視指導要領」(平成 26 年 12 月改定)
- ・「薬局、医薬品販売業等監視指導ガイドライン」(平成26年12月改定)

# (3) 特定電気通信役務提供者への削除要請

指定薬物等に係る違法情報については、当該情報の流通により甚大な保健衛生上の危害の発生のおそれがあり、当該違法情報を削除する緊急性が高いことから、管内の業者等による広告であることが判明している場合には、管内の業者等に対する上記(2)の指導等と並行して、又はこれに先行して、法第76条の7の2第3項に基づき、別紙様式1を用いて特定電気通信役務提供者へ違法情報の送信防止措置を要請することができる。

特定電気通信役務提供者に対して指定薬物等に係る違法情報の送信防止措置を講じた場合には、当課あてに別紙様式2を用いて速やかに連絡いただくようお願いする。

# 3 その他の違法・有害情報を発見した場合の対応について

無承認医薬品の広告及び指定薬物等の広告以外の違法・有害情報(法第66条及び第67条に係る違法広告、一般用医薬品のインターネットを用いた特定販売を行うとして届け出たサイトの一覧になく無許可販売が疑われるサイト、期限切れの医薬品の広告、インターネット上で販売等が禁止されている医薬品の販売が疑われるサイト等)を発見した場合、従来通り違反の是正を行うよう指導する。

当該違法・有害情報を掲載している業者が指導に従わない場合、または当該 業者の所在地が不明若しくは海外にある場合については、当課あてに別紙様式 3を用いて連絡されたい。

通知(○○.○○)第○号 平成○○年○○月○○日

「プロバイダ等〕殿

〇〇[都/道/府/県]知事 〇〇〇〇 印

# 違法情報の送信防止措置要請書

あなたが管理する [サイト/電子掲示板/サーバ] 等に下記のとおり違法な情報が掲載されていますので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号) [第72条の5第2項/第76条の7の2第3項] の規定に基づき、当該情報の送信を防止する措置を講じるよう要請します。

記

掲載さ	れている場所	URL:							
		その他情報の特定に必要な情報: (掲示板の名称、掲							
		示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等)							
掲載さ	れている情報	例)指定薬物等である疑いがある物品(製品名○○)の広							
		告							
違	該当するカテゴリー	ガイドライン「Ⅱ第1 の2薬物関連法規」に記載の案							
違法情報該当性		件のどれに該当するか下記選択肢から選択							
報		□ (2) 指定薬物に係る広告違反							
談   当		例) ■ (3) 指定薬物等である疑いがある物品の広告違							
性の		反							
		□ (5) 未承認医薬品の広告違反							
) 断 理	違反する法令名等	例)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の							
判断理由等		確保に関する法律第76条の6の2							
77	上記法令の構成要件	例)製品名〇〇については、広告禁止告示品と名称、包							
	に該当すると判断し	装、形状から同一と認められる。不特定多数の者が閲覧可							
	た理由	能なウェブサイトに製品名を明らかにし、顧客を誘引する							
		意図が明確である情報が掲載されており、広告に該当す							
		る。							

問い合わせ先

担当部署

担当者

電話番号

ファックス

事務連絡 平成○○年○○月○○日

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課 宛

○○[都/道/府/県]○○課

# 違法情報の送信防止措置要請報告書

当課で実施した違法情報の送信防止措置要請について下記の通り報告します。

記

I D Jak (	) 4: 4 [8 42]									
掲載さ	いれている場所	URL:								
		その他情報の特定に必要な情報: (掲示板の名称、掲								
		示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等)								
掲載さ	れている情報	例)指定薬物等である疑いがある物品(製品名○○)の広								
		告								
違	該当するカテゴリー	ガイドライン「Ⅱ第1の2薬物関連法規」に記載の案								
法信		件のどれに該当するか下記選択肢から選択								
違法情報該当性		□ (2) 指定薬物に係る広告違反								
該当		例) ■ (3) 指定薬物等である疑いがある物品の広告違								
性の		反								
		□(5)未承認医薬品の広告違反								
判断理由等	違反する法令名等	例)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の								
由		確保に関する法律第76条の6の2								
7	上記法令の構成要件	例)製品名〇〇については、広告禁止告示品と名称、包								
	に該当すると判断し	装、形状から同一と認められる。不特定多数の者が閲覧可								
	た理由	能なウェブサイトに製品名を明らかにし、顧客を誘引する								
		意図が明確である情報が掲載されており、広告に該当す								
		る。								
要請を	行った特定電気通信役									
務提供者										

要請を行った年月日	
別紙	掲載されている違法情報を印刷したもの
備考	

問い合わせ先 担当部署

担当者

電話番号

ファックス

事務連絡 平成○○年○○月○○日

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課 宛

○○[都/道/府/県]○○課

違法・有害情報の報告書

当課で発見した違法・有害情報について下記の通り報告します。

記

掲載されている場所	サイト名:
	URL:
	使用プロバイダ:
対象業者	名称又は運営責任者の氏名、所在地、連絡先等
掲載されている情報	
違反する法令名等	
違法又は有害情報と判断した	
理由	
指導経緯等	
別紙	掲載されている違法・有害情報を印刷したもの
備考	

問い合わせ先 担当部署 担当者 電話番号

ファックス

※便宜上、「薬物関連法規」の項目以外は省略しております。全文は、以下の URL からご覧下さい <a href="http://www.telesa.or.jp/consortium/illegal\_info/">http://www.telesa.or.jp/consortium/illegal\_info/</a>

# インターネット上の違法な情報への 対応に関するガイドライン

平成18年11月 平成20年12月改訂 平成22年1月改訂 平成22年9月改訂 平成26年10月改訂 平成26年12月改訂

(一社)電気通信事業者協会(一社)テレコムサービス協会(一社)日本インターネットプロバイダー協会(一社)日本ケーブルテレビ連盟

#### 改版履歴

# 作成年月

# 改版理由

平成 18 年 11 月

新規作成

平成 20 年 12 月

- ・わいせつ性の判断基準について一部追記
- ・児童ポルノに該当する場合の記述の一部を修正
- ・警察機関からの公序良俗に反する情報の対応依頼書を 追加

平成 22 年 1 月

- ・薬物関連法規の判断基準について細分化を行い明記
- ・インターネット上の違法な薬物情報に対する厚生労働 省医薬食品局監視指導・麻薬対策関係機関からの対応 依頼を追加

平成 22 年 9 月

- ・貸金業法の改正にともない、インターネット上に掲載 されたヤミ金融業者の違法な広告の削除に関する判 断基準を追加
- ・警察機関からの違法情報の対応依頼書に「ヤミ金融業者による広告のケース」を追加

平成 26 年 10 月

・薬物関連の判断基準として、危険ドラッグに係る未承 認医薬品を追加

平成 26 年 12 月

- ・医薬品医療機器等法の改正にともない、指定薬物等である疑いがある物品の広告の削除に関する判断基準 を追加、および、都道府県知事からの違法情報の対応 依頼書を追加
- ・関連法規の改正にともなう条文箇所の修正

# 目 次

Ι		ガィ	イドラ	イン	つ	目的	<b>勺及</b>	び範	囲	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	3
第	1	7	ガイド	ライ	ン	のE	的		•			•		•														3
	1	Ī	背景																									
	2	F	問題点																									
	3	7	ガイド	ライ	ン	のE	的																					
第	2	7	ガイド	ライ	ン	の半	刂断:	基準	้ยの	位置	量付	け	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•			4
第	3	7	ガイド	ライ	ン	のタ	象		•			•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•			4
	1	3	対象通	信の	節	井																						
	2	3	対応主	体σ	節	井																						
	3	3	対象情	報♂	)範	井																						
第	4	f	也のカ	゚イト	゛ラ・	イン	الحار	の関	係	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	٠	٠	6
	1	-	プロバ	イタ	責	任制	训限:	法及	なび	関係	系力	゚ヿ	ド	ラ	1	ン												
	2		インタ	ーネ	ッ	ЬŢ	<u>-</u> の	自彩	汿	告事	客	·^	の	対	応	に	関	す	る	ガ	1	۴	ラ	イ	ン			
第	5	اِ	見直し	. <b></b>	•	٠.	•		•	•		•	•	•	٠	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	٠	٠	6
Π		電	子掲示	:板 <i>σ</i>	)管:	理者	等	によ	る	違法	まな	情	報	^	の	対	応	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
第	1	ì	韋法性	:の¥	断	に関	す	る考	え	方·	• •	•	•	•	٠	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	٠	٠	8
	1	7	わいせ	· つ関	連	法規	見																					
	2	3	薬物関	連注	規																							
	3	ł	振り込	.め計	F欺l	関連	法	規																				
	4	1	業金貨	法関	連	法規	見																					
	5	2	その他	!の注	規																							
第	2	ì	送信防	止拮	置	等の	)対	心•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	9
	1	I	自主的	な対	応	の要	否																					
	2	Ì	具体的	な対	応																							
Ш		-	三者機																-									
第	1		警察機	関等	か	ら0.	)送	信防	址	措置	量依	頼	を	受	け	7	行	う	対	応	•	•	•	•	•	•	3	1
	1		総論																									
	2		対象と					報♂	)範	囲																		
	3	•	送信防		_		_																					
第	2		インタ				ホ	ット	・ラ	イン	ノセ	ン	タ	_	か	ら	<b></b>	送	信	防.	止	措	置	依	頼	を	受	け
		٠.	行う対	応・	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	4
	1		総論							_																		
	2		対象と					報€	)範	囲																		
	3	ì	关信财	小片挂	舌:	丰糸	ŕ																					

IV 書	式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37	
第 1	警察機関等からの送信防止措置依頼・・・・・・・・・・3万	7
第 2	ホットラインセンターからの送信防止措置依頼・・・・・・・45	5
参考	公序良俗に反する情報への対応・・・・・・・・・・・46	3
第 1	自主的な対応・・・・・・・・・・・・・・・・・4 6	5
第 2	ホットラインセンター及び警察機関からの依頼を受けて行う対応・46	3

# I ガイドラインの目的及び範囲

#### 第1 ガイドラインの目的

#### 1 背景

近年におけるインターネットの急速な発達及び普及は、利用者である国 民に大きな利便性をもたらし、インターネットは国民の社会活動、文化活 動、経済活動等のあらゆる活動の基盤となる等国民生活にとって必要不可 欠な存在となっている。

一方、インターネット上における児童ポルノの公然陳列、違法な出会い 系サイト、規制薬物の濫用を唆す情報等の法令に違反する情報の流通が社 会問題となっている。

これらの違法な情報については、発信側への対応(違法な情報の発信者の取締り等)、受信側の対応(受信者による情報のフィルタリング等)等が行われているところであるが、情報の流通の場を提供する電子掲示板の管理者やウェブサーバ(以下「サーバ」という。)の管理者においても、何らかの対応が可能な場合があり、その場合には適切な対応を行うことが社会的に期待されている状況である。

電子掲示板の管理者やサーバの管理者といったデータファイルやサーバの管理権限を有する者(以下「電子掲示板の管理者等」という。)が自己の管理する電気通信設備において他人が流通させた違法な情報に対して行う対応については、技術的に違法な情報の送信防止措置が可能な場合も多く「、また、違法な情報に関し必要な限度で行われる送信防止措置については法的責任を問われることはない<sup>2</sup>ため、実際に対応が行われているところである。

#### 2 問題点

しかしながら、電子掲示板の管理者等は、必ずしも法律の専門家を擁しているわけではなく、また、容易に相談できる状況にない場合もあるため、特定の情報の流通が法令に違反するか否かの判断に関し、法解釈及び事実認定の両面から困難が生じる場合がある。

また、電子掲示板等やサーバを個人又は小規模で管理運営している場合 等、人的、物的な面において、違法な情報が流通しているか否かについて 自主的な監視を行うことが難しい場合がある。

#### 3 ガイドラインの目的

1 電子掲示板の管理者等による違法な情報への対応可能性については、総務省主催の「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」最終報告書(平成18年8月<

http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286922/www.soumu.go.jp/menu\_news/s-news/2006/pdf/060825 \_6\_1.pdf>。以下「最終報告書」という。)7頁以下に記載されている。

2 電子掲示板の管理者等による違法な情報の送信防止措置に関する法的責任については、最終報告書 13 頁 以下に記載されている。 ガイドラインは、①違法な情報について、典型的な事例における規制の 根拠となる法令を示した上で、可能な範囲で具体的事例における考え方を 示すとともに、②第三者機関が情報の違法性を判断して電子掲示板の管理 者等に対して送信防止措置を依頼する手続等を整備することにより、電子 掲示板の管理者等による違法な情報への送信防止措置が促進されることを 目的とするものである。

# 第2 ガイドラインの判断基準の位置付け

上記のとおり、電子掲示板の管理者等が、他人が流通させた違法な情報に関して必要な限度で行う送信防止措置については法的責任を問われない。一方、電子掲示板の管理者等が、他人が流通させた違法な情報ではない情報について誤って送信防止措置を行った場合における法的責任については裁判手続によって判断されるものである。よって、電子掲示板の管理者等がガイドラインに定める手続に従って送信防止措置を行ったからといって、当然に法的責任が生じないことにはならないことに留意すべきである。ガイドラインは、電子掲示板の管理者等が違法な情報について送信防止措置を行う際の判断の一助として利用されることを念頭に作成するものである。

#### 第3 ガイドラインの対象

#### 1 対象通信の範囲

インターネット上における流通が法令に違反する違法な情報には様々な種類があるが、①特に、電子掲示板、ウェブサイト等の不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(以下「プロバイダ責任制限法」という。)第2条第1号に規定する特定電気通信)による違法な情報の流通が大きな社会問題となっていること、②特定電気通信以外の電子メールその他の特定人間の通信については、電気通信事業法上の通信の秘密保護の規定³により、情報の流通を媒介する電気通信事業者等がその内容を知得することができないことから、ガイドラインでは、電子掲示板、ウェブサイト等の特定電気通信による情報の流通を対象とする。

#### 2 対応主体の範囲

特定電気通信による違法な情報の流通について送信防止措置を行うことができる者は、特定電気通信の用に供される電気通信設備(プロバイダ責任制限法第2条第2号に規定する特定電気通信設備)を他人の通信の用に

<sup>3</sup> 電気通信事業法 (昭和 59 年法律第 86 号) 第 4 条第 1 項により、「電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密はこれを侵してはならない。」とされている。

供する者(電子掲示板の管理者等)である。<sup>4</sup> よって、ガイドラインにおける違法な情報への対応主体は、電子掲示板 の管理者等とする。

#### 3 対象情報の範囲

特定電気通信による情報の流通が法令に違反する場合、すなわち、電子掲示板、ウェブサイト等における流通が法令に違反する情報を対象とする。電子掲示板、ウェブサイト等における流通により他人の権利(法律上保護される利益を含む。以下同じ。)が侵害されている場合については、プロバイダ責任制限法及びプロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会<sup>5</sup>により策定された関係ガイドライン<sup>6</sup>において、流通により他人の権利を侵害する情報(以下「権利侵害情報」という。)に対する送信防止措置に関する指針が示されている。したがって、権利侵害情報に関する違法性の判断基準及び被害者からの送信防止措置依頼手続については、基本的には同関係ガイドラインを参照することとする。

情報の流通が法令に違反しない場合には、特定の情報の流通を有害と評価するか否かは受信者によって異なるものであり、違法な情報ではない情報について有害か否かの統一的な基準を設けて対応を行うことが難しいことから、ガイドラインの対象外とする。

以上より、ガイドラインにおいて対象とする情報は、「インターネット上の電子掲示板、ウェブサイト等における流通が法令に違反する情報」(以下「違法な情報」という。)とすることとする。

なお、インターネット上における、違法行為を目的とした電子掲示板への書き込み、人を自殺に誘引する情報の電子掲示板への書き込み、公共の安全や秩序に対する危険を生じさせるおそれのある情報の流通等を契機として違法行為(窃盗、自殺幇助、爆発物を使用した傷害等)が行われる事

4 他人が管理するサーバにインターネットアクセスを提供しているだけのプロバイダ(以下「アクセスプロバイダ」という。)においては、通常、当該サーバ内へのアクセスがサーバ管理者により制御されており、当該サーバ内の情報に手を加えること自体が不可能である。また、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第6条により、プロバイダはインターネットアクセスの提供について不当な差別的取扱いをしてはならず、特定のサーバに蔵置されている適法な情報を含むすべての情報についてアクセスを停止することができる場合は相当程度限定されるものと考えられる。したがって、アクセスプロバイダについては、特定の情報が当該サーバ内に蔵置されていることは認識できても、当該サーバ内に他にどのような情報が蔵置されているか知ることができず、当該サーバに対するアクセスを停止した場合には、適法な情報を含むすべての情報について送信を停止することになるといった問題点もあるため、アクセスプロバイダは本ガイドラインの対象としないこととする。

5 プロバイダ責任制限法の制定を受けて、電子掲示板やウェブサイト等における情報の流通による権利侵害に対し、適切かつ迅速に対応できるようガイドラインの作成に向けた検討を行うこと等を目的として、電気通信関連団体、権利者団体その他の関係者により平成14 年2 月に設置された協議会である。

6 プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会により策定された、「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」、「プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドライン」及び「プロバイダ責任制限法商標権関係ガイドライン」の3つをいう。

案が発生し、社会問題となっている。これら公序良俗に反する情報については、電子掲示板の管理者等による自主的対応が行われているところ、本ガイドラインの最後に、公序良俗に反する情報への対応の参考となる情報を掲載する。

#### 第4 他のガイドラインとの関係

1 プロバイダ青任制限法及び関係ガイドライン

プロバイダ責任制限法第3条においては、電子掲示板、ウェブサイト等において流通する権利侵害情報について、電子掲示板の管理者等がこれを放置していた場合及び誤って権利侵害情報ではない情報について送信防止措置を行った場合における損害賠償責任について、その範囲を規定している。

さらに、関係ガイドラインでは、電子掲示板、ウェブサイト等における 流通が特に問題となっている名誉毀損・プライバシー侵害情報、著作権侵 害情報及び商標権侵害情報について、それぞれ電子掲示板の管理者等によ る対応に関する行動指針が示され、個別具体的な事案において活用されて いる。

よって、これらの権利侵害情報に関しては、関係ガイドラインを参照して対応することが考えられる。<sup>7</sup>

2 インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン<sup>8</sup> インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドラインは、電子掲示板における自殺の決行をほのめかす書き込みや他人に対して集団自殺を呼びかける書き込み及び自殺をほのめかす内容の電子メールの送信に関し、電子掲示板の管理者等やプロバイダが、人命保護の観点から、警察に対し、これら自殺を予告する情報を発信した者の特定に資する情報(氏名、住所等)を開示する場合における判断基準、手続等について定めたガイドラインである。

したがって、警察から、インターネット上の自殺予告者に関する情報開示を求める照会がなされた場合には、同ガイドラインを参照して対応することが考えられる。<sup>9</sup>

#### 第5 見直し

本ガイドラインにおいては、違法な情報についての判断基準を例示する

(http://www.telesa.or.jp/consortium/provider/index.htm) に掲載されている。

8 電気通信関連4団体((社) 電気通信事業者協会、(社) テレコムサービス協会、(社) 日本インターネットプロバイダー協会、(社) 日本ケーブルテレビ連盟) が、警察庁及び総務省の協力を得て、平成17 年10 月に策定したガイドラインである。

(http://www.telesa.or.jp/consortium/suicide/pdf/guideline\_suicide\_051005.pdf) に掲載されている。

<sup>7</sup> 関係ガイドラインは、いずれも(社)テレコムサービス協会のホームページ

<sup>9</sup> インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドラインは、

とともに、第三者機関が情報の違法性を判断して電子掲示板の管理者等に対して送信防止措置を依頼する手続等を整備した。今後、情報通信技術の進展、実務の状況、社会的状況の変化等に応じて、対象とする情報の範囲、情報の違法性を判断する第三者機関の追加、対応手順の見直し等、適宜ガイドラインの見直しを検討する必要がある。

# Ⅱ 電子掲示板の管理者等による違法な情報への対応

#### 第1 違法性の判断に関する考え方

- 1 わいせつ関連法規(略)
- 2 薬物関連法規

#### (1) 規制薬物に係る広告

#### (覚せい剤取締法第20条の2)

覚せい剤に関する広告は、何人も、医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等(医療関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。以下この条において同じ。)向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として医薬関係者等を対象として行う場合のほか、行つてはならない。

# (麻薬及び向精神薬取締法第29条の2、第50条の18)

麻薬(向精神薬)に関する広告は、何人も、医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等(医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。 以下この条において同じ。)向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として医薬関係者等を対象として行う場合のほか、行つてはならない。

#### (大麻取締法第4条)

何人も次に掲げる行為をしてはならない。

#### (一~三略)

四 医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等(医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。以下この号において同じ。)向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として医薬関係者等を対象として行う場合のほか、大麻に関する広告を行うこと。

次の要件(①、②) をいずれも満たす場合には、規制薬物の広告に該当する情報と判断することができる。

#### ① 規制薬物該当性

- 〇「覚せい剤、大麻、MDMA」等の表現が記載されている場合
- 〇一般的に広く知られている規制薬物名として用いられている表現(エス、チョコ、 クサ及びバツなど。)が記載されており、かつ、対象情報が掲載されている電子掲示 板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報(画像等による対象物の形状、使用 方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等)から規制薬物であることが明ら かであると判断できる場合

#### ② 広告該当性

○覚せい剤、大麻、麻薬及び向精神薬の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるために薬物名(隠語も含む)、サービス(注射器など)、値段及び取引方法等について、 不特定又は多数の者に知られるようにしていること、かつ

- 〇医薬関係者等を対象として行っているものではないこと
- 例1) SO. 2g1万円からP1サービス都内手渡し可黒ネコ又は代引き090-000-000
- 例 2 ) 9 3 1 g 3,000 円 5 g 10,000 円 入金確認後、発送 〇〇〇〇@〇〇〇. ne. jp

#### (2) 指定薬物に係る広告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律【医薬品医療機器等 法】

(広告の制限)

第76条の5 指定薬物については、医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等(医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。)向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として指定薬物を医療等の用途に使用する者を対象として行う場合を除き、何人も、その広告を行つてはならない。

次の要件(①、②) をいずれも満たす場合には、指定薬物の広告に該当する情報と判断することができる。

- ①指定薬物該当性
  - 〇指定薬物名が記載されている場合
  - 〇指定薬物の検出例のある商品名(「RUSH」、「Ash360」及び「ROUTE133」など。)が記載されており、かつ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報(画像等による対象物の形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等)から指定薬物であることが明らかであると判断できる場合

# ②広告該当性

- 〇指定薬物の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるために商品名、サービス、値 段及び取引方法等について不特定又は多数の者に知られるようにしていること、か つ
- 〇医薬関係者等や指定薬物を医療等の用途に使用する者を対象として行っているもの ではないこと

# (3) 指定薬物等である疑いがある物品の広告

# 医薬品医療機器等法

(指定薬物等である疑いがある物品の検査及び製造等の制限)

第76条の6 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定薬物又は指定薬物と同等以上に精神 毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品を発見した場合において、保健衛生上の 危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところによ り、当該物品を貯蔵し、若しくは陳列している者又は製造し、輸入し、販売し、若しくは授 与した者に対して、当該物品が指定薬物であるかどうか及び当該物品が指定薬物でないことが判明した場合にあつては、当該物品が指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物であるかどうかについて、厚生労働大臣若しくは都道府県知事又は厚生労働大臣若しくは都道府県知事の指定する者の検査を受けるべきことを命ずることができる。

- 2 前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、同項の検査を受けるべきことを命ぜられた者に対し、同項の検査を受け、第四項前段、第六項(第一号に係る部分に限る。)又は第七項の規定による通知を受けるまでの間は、当該物品及びこれと同一の物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で陳列し、又は広告してはならない旨を併せて命ずることができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、当該命令の日、当該命令に係る 物品の名称、形状及び包装その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなけれ ばならない。

(指定薬物等である疑いがある物品の製造等の広域的な禁止)

第76条の6の2 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による命令をしたとき又は同条第三項の規定による報告を受けたときにおいて、当該命令又は当該報告に係る命令に係る物品のうちその生産及び流通を広域的に規制する必要があると認める物品について、これと名称、形状、包装その他厚生労働省令で定める事項からみて同一のものと認められる物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で陳列し、又は広告することを禁止することができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による禁止をした場合において、前条第一項の検査により 当該禁止に係る物品が指定薬物であることが判明したとき(同条第四項後段の規定による報 告を受けた場合を含む。)又は同条第六項の規定により第二条第十五項の指定をし、若しく は同項の指定をしない旨を決定したときは、当該禁止を解除するものとする。
- 3 第一項の規定による禁止又は前項の規定による禁止の解除は、厚生労働省令で定めると ころにより、官報に告示して行う。

次の要件(①、②)をいずれも満たす場合には、指定薬物等である疑いがある物品の広域的な広告禁止違反に該当する情報と判断することができる。

- ① 医薬品医療機器等法第 76 条の6の2第1項に基づき、指定薬物又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品として、告示により広告等を広域的に禁止された物品(広告禁止告示品)の該当性
- 〇その名称、形状、包装からみて広告禁止告示品と同一のものと認められる物品の情報 が記載されている場合
  - ・広告禁止告示品と少なくとも名称が同一であり、その形状又は包装が広告禁止物告 示品と異なることが明らかでなく(情報が記載されていない又は相違が軽微である場合を含む。)、かつ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報(商品種別、販売方法等)から広告禁止告示品であることが明らかであると判断できる場合
- ② 広告該当性

広告禁止告示品の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるために、商品名、サービス、 値段及び取引方法等について不特定又は多数の者に知られるようにしていること。

#### (4)薬物犯罪等の実行又は規制薬物を濫用することを、あおり、又は唆す行為

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及 び向精神薬取締法等の特例等に関する法律【麻薬特例法】

第9条 薬物犯罪(前条及びこの条の罪を除く。)、第6条の罪若しくは第7条の罪を実行すること又は規制薬物を濫用することを、公然、あおり、又は唆した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

次の要件(①、②) をいずれも満たす場合には、薬物犯罪等の実行又は規制薬物を濫用することを、あおり、又は唆す行為に該当する情報と判断することができる。

- ① 規制薬物該当性
  - 〇「覚せい剤、大麻、MDMA」等の規制薬物名が記載されている場合
  - 〇一般的に広く知られている規制薬物名(隠語など)が記載されており、かつ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている関連情報(画像等による対象物の形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等)から規制薬物であることが明らかであると判断できる場合
- ②あおり、又は唆しの該当性
  - ○具体的に記載されている事項が、薬物犯罪を実行すること、あるいは、規制薬物を 使用することの決意を生じさせるような、又は既に生じている決意を助長させるよ うな刺激を与える行為であることが明らかである場合
- 例) ●密売人から規制薬物を購入する方法や注意点の記載
  - ●規制薬物の使用・製造・栽培方法の記載
  - ●規制薬物の使用量、品質の見分け方、値段、注意点、効用の記載
  - ●規制薬物を販売する内容及びその連絡先の電話番号、メールアドレス等の記載
  - ●規制薬物の効果をうたい、「一緒に気持ちよくなりませんか」等の表現での誘引
  - ●大麻種子を例えば10粒・数千円~数万円のように販売する広告を掲載したうえ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に関連情報(それぞれの種子として生育する大麻の画像、品種、花穂の特徴、味、匂い)も併せて掲載

# (5) 未承認医薬品の広告

#### 医薬品医療機器等法

(承認前の医薬品、医療機器及び再生医療等製品の広告の禁止)

第68条 何人も、第十四条第一項、第二十三条の二の五第一項、第二十三条の二の二十三第一項又は第二十三条の二十五第一項に規定する医薬品、医療機器及び再生医療等製品であつて、まだ第十四条第一項、第十九条の二第一項、第二十三条の二の五第一項、第二十三条の二十十三条の二十二第一項の認証を受けていないものについて、その名称、製造方法、効能、効果又は性能

1) 医薬品医療機器等法の規定に基づき医薬品として承認等を得ていない製品について、 ①のア〜ウのいずれかに該当し、②の要件を満たす表現を行っている場合は未承認医薬 品の広告に該当すると判断することができる。

なお、海外の規制当局により品質等が確認された製品についても、医薬品医療機器 等法の規定に基づき、わが国において医薬品として承認等を得ていない製品は、未承認 医薬品である。

## ① 医薬品該当性

- 〇 次のいずれかを満たす場合には、医薬品に該当する(医薬品医療機器等法第2条 第1項)。
  - ア 日本薬局方に収められている物
  - イ 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であって、機械器具等でないもの
  - ウ 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物で あって、機械器具等でないもの
- イ及びウについては、通常人の理解において、個々の製品がイ及びウの目的を有すると認められるか否かについて、成分本質(原材料)、形状及びその物に表示された使用目的・効能効果・用法用量並びにホームページ上の記述等から、総合的に判断される。
- ・ 無承認無許可医薬品の取締りについて(昭和46年6月1日薬発第476号厚生省薬務局長通知)別紙「医薬品の範囲に関する基準」別添2「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」に掲載されている成分本質(原材料)を含むもので、人が経口的に服用するものであれば、原則医薬品に該当する。
- ・ また、いわゆる健康食品と称するものや医薬品ではない旨の表現がなされているものであっても、通常人が医薬品としての目的を有するものであると認識する場合には、 当該製品は医薬品に該当する。(最高裁判例、昭和57年9月、昭和63年4月)
- ・ 新たに指定薬物に指定され、その省令が公布されてから施行されるまでの間にある 当該指定薬物に係る薬物名が記載されている場合、または当該指定薬物に係る製品名 が記載されており、かつ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に 掲載されている他の情報(画像等による対象物のパッケージ等のデザイン・形状、使 用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等)から当該指定薬物を含有するこ とが明らかである場合には、当該製品は危険ドラッグに係る未承認医薬品に該当する。

#### ② 広告該当性

次の三要件をすべて満たす場合には、医薬品医療機器等法における医薬品等の広告に該当すると判断することができる(平成 10 年 9 月 29 日医薬監第 148 号厚生省医薬安全局監視指導課長通知)。

・顧客を誘引する(顧客の購入意欲を昂進させる)意図が明確であること。

- 特定医薬品等の商品名が明らかにされていること。
- 一般人が認知できる状態であること。

#### 2) 未承認医薬品の広告表現の具体例

- ① 医薬品成分の含有を明暗示している場合又は既存の医薬品名を記載している場合
  - ・タミフル1箱10錠〇〇円。スイス製香港流通品。
  - ・リレンザと同じ成分配合。新型インフルエンザ対策に。
  - ・漢方版バイアグラ。(バイ●グラ等、一部を伏字にしている場合も同様)
  - ・ヨーロッパで有名な勃起不全薬、シアリス、レビトラ。
  - 発毛剤:プロペシアのインド産ジェネリック医薬品。
- ② 医薬品的効能効果を標ぼうしている場合
  - ・医師に見放された末期ガンが完治。
  - ・認知症改善サプリメント。みるみる改善。
  - ・体に溜まった重金属などの老廃物もデトックスでドバドバ排出。
  - ・アトピー性皮膚炎に効果絶大。米国食品薬品局が認可!
  - ・とにかくやせる。劇的変化!食事制限不要でヤセ体質に。
  - ・勃起不全解消。120分持続可能でお悩み一挙解決。
  - ・老化プロセスを遅らせ若さを保つホルモン配合サプリ。
- ③ 医薬品的用法用量を標ぼうしている場合。
  - ・使用方法:1日3回、毎食後2錠づつ。
  - ・お休み前に3錠服用下さい。

#### (参考)

#### 〇 医薬品の個人輸入について

医薬品は、人の健康や身体等に直接影響するものである。このことから、その品質、 有効性及び安全性について科学的なデータ等に基づいて確認がなされ、医薬品医療機器 等法に基づく承認等を得た製品だけが、同法に基づく許可を得た業者により、国内流通 に供されるよう、医薬品医療機器等法によって規制されている。

一般の個人が輸入(いわゆる個人輸入)することができるのは、輸入者自身が自己の個人的な使用に供する場合に限られており、個人輸入した製品を、販売、授与等することは認められていない。また、含まれる成分によっては、他法(例えば麻薬及び向精神薬取締法など)により厳格な輸入制限がある場合もある。

なお、上記本文における医薬品医療機器等法 68 条の説明のとおり、未承認医薬品については、何人も、広告することは認められず、個人輸入代行業者が行う広告についても、 当該広告が上記 1) 記載の未承認医薬品の広告に該当する場合は、当該条文の適用対象と なる。

- 3 振り込め詐欺関連法規 (略)
- 4 貸金業法関連法規 (略)

#### 第2 送信防止措置等の対応

#### 1 自主的な対応の要否

流通により他人の権利を侵害しない情報についてはその流通を放置したことにより民事上の責任が生じるものではないため、電子掲示板の管理者等が、他人が流通させた違法な情報を放置したことにより直ちに民事上の責任を問われることはないものと考えられる。

違法な情報の流通を放置したことによる刑事上の責任については、裁判例等 <sup>19</sup>によれば、単に他人が流通させた違法な情報の存在を認識したが、これについて送信防止措置を行わず放置したことのみを理由として責任が認められるものではなく、電子掲示板の管理者等が、違法な情報の流通に積極的な関与をしていた場合に責任が認められるものと解される。<sup>20</sup>

このように、電子掲示板の管理者等が、自己の管理する電子掲示板等やサーバにおける違法な情報の流通を防止しないと直ちに法的責任を問われるものではないため、電子掲示板の管理者等としては違法な情報の流通に対し自主的に対応を行うこととなる。

具体的には、電子掲示板の管理者等が、一般の利用者等から、違法な情報が自己の管理する電子掲示板に掲載されているとの情報提供を受けた場合や、自ら違法と思われる情報を発見した場合には、本ガイドラインに基づき情報の違法性等を判断の上、送信防止措置等の対応を行うことが考えられる。違法な情報に対する送信防止措置であれば、電子掲示板の管理者等が法的責任を問われることは一般的にはないと考えられる<sup>21</sup>。

#### 2 具体的な対応

電子掲示板の管理者等が、違法な情報の流通に対して行う対応としては、 対象となる違法な情報について送信防止措置を行うことのほか、違法な情報を流通させた発信者を特定できる場合には発信者に対する発信中止の要求を行うことが考えられる。さらに、電子掲示板の管理者等と発信者との間に契約関係がある場合には、契約に基づく利用停止、契約解除等の対応を行うことも考えられる。

具体的には、違法な情報に対する措置として、当該情報を発信した者に対して、

19 最高裁平成 13 年 7 月 16 日判決 (原審: 大阪高裁平成 11 年 8 月 26 日判決、一審: 京都地裁平成 9 年 9 月 24 日判決) (刑集 55 巻 5 号 317 頁、判例時報 1762 号 150 頁、判例時報 1692 号 148 頁、判例時報 1638 号 160 頁等)、東京高裁平成 16 年 6 月 23 日判決 (原審: 横浜地裁平成 15 年 12 月 15 日判決) (インターネット上の誹謗中傷と責任 (情報ネットワーク法学会・社団法人テレコムサービス協会編) 136 頁、156 頁以下)等

20 電子掲示板等やサーバの管理者が、他人の掲載した違法な情報を放置した場合の刑事上の責任については、最終報告書 13 頁以下に記載されている。また、「インターネット上の誹謗中傷と責任」第3章(111 頁以下)に記載されている。

21 違法な情報について送信防止措置を行った場合の法的責任については、最終報告書19頁参照。

- (1) 違法な情報の発信をやめるように要求すること
- (2) 要求を繰り返し行っても、発信者が要求された措置を講じないときは、事業者が違法な情報を公衆が受信できない状態にすること(ただし、明らかに違法又は有害で、緊急性があると判断できる相当の事由がある場合、(1)の要求を行うことなく、事業者が違法な情報を公衆が受信できない状態にすること)
- (3) 発信者が違法な情報の発信を繰り返す場合、発信者の利用を停止し、 又は発信者との利用契約を解除すること 等が考えられる。

#### Ⅲ 第三者機関による違法性の判断を受けて行う違法な情報への対応

第1 警察機関等からの送信防止措置依頼を受けて行う対応

#### 1 総論

#### (1) 背景

電子掲示板の管理者等が、警察機関、厚生労働省医薬食品局監視指導 ・麻薬対策関係機関又は都道府県薬務関係機関(以下「警察機関等」とい う。)の情報の違法性についての判断を経たのち違法な情報について送信 防止措置を行ってほしい旨の依頼を受けて送信防止措置等の対応を行う 場合には、違法な情報の発見及び情報の流通に関する違法性の判断が、 適切かつ円滑に行われている状況がある。

しかし一方で、警察機関等からの送信防止措置依頼については、依頼方法が統一されていない、違法性の判断主体が明らかでない、対象情報に関する情報が不十分な場合等がありうる。

このような場合には、送信防止措置依頼を受けた電子掲示板の管理者等としても、対象情報について適切かつ迅速な対応ができないことになる。 そこで、ガイドラインでは、警察機関等からの電子掲示板の管理者等に対する違法な情報の送信防止措置依頼に関して、依頼方法、違法性の判断主体、依頼内容(書式)等について整備することとする。<sup>22</sup>

#### (2) 法的位置付け

電子掲示板の管理者等が、他人が流通させた違法ではない情報について 誤って送信防止措置を行った場合における法的責任については裁判手続に よって判断されるものである。よって、電子掲示板の管理者等が本ガイド ラインに定める手続に従ったからといって、当然に送信防止措置について 法的責任が生じないことにはならない。

もっとも、警察機関等からなされる違法な情報の送信防止措置依頼については、取締り関連法規に関して知見を有し、具体的事例における犯罪構成要件該当性等の判断に関して経験を有する組織から、所定の手続に従って依頼されるものであり、依頼を受けた電子掲示板の管理者等においてガイドラインに示す手続等に従って違法な情報であると判断して送信防止措

22 ガイドラインに基づく警察機関等からの送信防止措置依頼は、電子掲示板の管理者等に対して対応を義務づけるものではない。なお、違法薬物は多くの健全な市民の人生を転落に追い込んでいる深刻な問題であること、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策関係機関は警察機関と並んで薬物犯罪について司法警察権を有し、実際に多くの執行実績があること、都道府県薬務関係機関は医薬品医療機器等法等の薬事関連法規に基づき、麻薬取締員や薬事監視員等により、指定薬物、未承認医薬品等の指導取締りを実施していることにより、警察機関に準ずる機関として扱うこととした。

置を行なった場合には、当該情報の流通が法令に違反すると信じたことにつき相当の理由があり、故意又は過失がないとして責任を問われないことが1期待される。<sup>23</sup>

#### 2 対象とする違法な情報の範囲

Ⅱ 第1の1~5までに掲げる情報を対象とする。

#### 3 送信防止措置手続

警察機関等(厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策関係機関又は都道府県薬務関係機関については、別表に記載の「インターネット上の違法な薬物情報に対し、送信防止措置依頼を行う厚生労働省又は都道府県からの部署一覧」に限る)から送信防止措置依頼があった場合には、以下の手順で送信防止措置手続を行うこととする。

#### (1) 受付

#### ア 受付方法

電子掲示板の管理者等に、依頼元が警察機関又は厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策関係機関であることを容易かつ確実に確認できる方法により依頼されていることが重要であることから、原則として、必要な事項を記載した文書(IV 第1参照)の郵送又は交付を都道府県警察本部(警察庁を含む)又は警察署、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策関係機関又は都道府県薬務関係機関(以下「警察本部等」という。)から受ける方法による。

ただし、例外的に、緊急性が高い場合には、依頼文書をファックスにより受信した後に、警察本部等に対し、依頼があったことの確認を 電話等により行い、確認できた場合には、事後的に依頼文書を受領す ることとする。

その他、依頼文書をPDF化して電子署名付きの電子メールに添付して送信した後に、依頼文書を受領する方法等も考えられる。

# イ 形式的記載事項の確認

警察本部等から受領した依頼文書につき、形式的記載事項の確認を 行う。

23 電子掲示板の管理者等が他人の掲載する情報について送信防止措置を行った場合の法的責任については、最終報告書 14 頁以下においても記載されている。なお、医薬品医療機器等法においては、厚生労働大臣又は都道府県知事が、指定 薬物、広告禁止告示品、未承認医薬品に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信があるときは、特定電気通信役務提供者に対して、当該情報の送信防止措置を講ずることを要請することができること、特定電気通信役務提供者が、これらの違法広告の情報の送信防止措置を講じた場合において、当該情報の発信者に生じた損害については、賠償 の責めに任じないことが明記されている(同法第72条の5、第72条の6、第76条の7の2及び第76条の7の3)が、他の情報と同様に、特定電気通信役務提供者において違法性について確認することが必要で有り、違法性に疑義がある場合、厚生労働省または都道府県庁に確認することが期待される。

# ウ 実質的記載事項の確認

警察本部等から受領した依頼文書につき、実質的記載事項の確認を 行う。

#### a 対象情報の特定

対象情報について、そのURL (Uniform Resource Locator)及び電子掲示板の管理者等が対象情報を合理的に特定することができる情報(ファイル名、データサイズ、具体的な書き込みの内容等)が記載され、又は、対象情報が掲載されている画面が、対象情報を特定できる形で添付されていること等について確認する。

#### b 違法性の判断

警察本部等において、「対象情報の流通が特定の法令に違反する」 と判断したことが、その根拠及び理由とともに、明確かつ分かりや すい形で示されていることを確認する。

具体的には、以下の情報が記載されていること。

- i)違反する法令の名称及び該当条文(禁止規定、罰則等)
- ii) 対象情報の流通が当該法令に違反していると判断した理由

# c 判断者

bの「違法性の判断」が、警察本部等の組織体としての判断であることが電子掲示板の管理者等に対して示されていることを確認する。

#### (2) 送信防止措置

ア 電子掲示板の管理者等は、警察本部等からの依頼に基づき、対象情報が違法な情報であると判断したときは、可能な限り速やかに送信防止措置を行うこととする。

送信防止措置は、対象情報の送信を防止するために必要な限度で行うことが求められる。

イ 電子掲示板の管理者等は、警察本部等からの依頼文書につき不明な 事項等が存する場合には、依頼元の警察本部等に対して確認を求める 等の適切な対応を行うこととする。 第2 インターネット・ホットラインセンターからの送信防止措置依頼を受けて行う対応 (略)

# ™ 書式

- 第1 警察機関等からの送信防止措置依頼について
- (1) 警察機関からの違法情報の対応依頼書(児童ポルノのケース) (略)
- (2) 厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策関係機関からの違法情報の対応依頼書

通知(〇〇.〇〇)第〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日

[プロバイダ等] 御中

厚生労働省〇〇局〇〇課〇〇係

# 違法情報の送信防止措置依頼書

あなたが管理する [サイト/電子掲示板/サーバ] 等に下記のとおり違法な情報が掲載されていますので、当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

記

掲載る	されている場所	URL: その他情報の特定に必要な情報: (掲示板の名称、 掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等)
掲載る	されている情報	例) 違法薬物の売買と認められる記載が、「S 0.2g 1万円から P1サービス」との書き込みとともに掲載。
違法情報該当性の判断理由等	該当するカテゴリー	ガイドライン「Ⅱ第1 の2薬物関連法規」に記載の 案件のどれに該当するか下記選択肢から選択 例) ■ (1) 規制薬物に係る広告違反 □ (2) 指定薬物に係る広告違反 □ (3) 指定薬物等である疑いがある物品の広告違反 □ (4) 薬事犯罪等の実行又は規制薬物を濫用することを、あおり、又は唆す行為 □ (5) 未承認医薬品の広告違反
<del>寺</del>	違反する法令名等	例) 覚せい剤取締法第20条の2

由

上記法令の構成要件に 例) 違法薬物の売買が、「S 0.2g 1万円から P1 該当すると判断した理 サービス」との書き込みとともに、不特定多数の者 が閲覧可能な電子掲示板に掲載

問い合わせ先

担当部署 厚生労働省〇〇局〇〇課 担当者 〇〇係 〇〇〇〇 電話番号 00-000-000 ファックス〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

# (3) 厚生労働大臣・地方厚生局長・都道府県知事からの違法情報の対応要請書

通知(〇〇.〇〇)第〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日

[プロバイダ等] 御中

[厚生労働大臣 〇〇〇〇 印 /地方厚生局長 〇〇〇〇 印 /〇〇[都/道/府/県] 知事 〇〇〇〇 印]

# 違法情報の送信防止措置要請書

あなたが管理する [サイト/電子掲示板/サーバ] 等に下記のとおり違法な情報が掲載されていますので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和 35 年法律第 145 号) [第 72 条の5第2項/第 76 条の7の2第3項] の規定に基づき、当該情報の送信を防止する措置を講じるよう要請します。

記

掲載る	されている場所	URL:								
		その他情報の特定に必要な情報:(掲示板の名称、								
		掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等)								
掲載る	されている情報	例) 指定薬物等である疑いがある物品(製品名〇〇)								
		の広告								
違	該当するカテゴリー	ガイドライン「Ⅱ第1 の2薬物関連法規」に記載の								
法信		案件のどれに該当するか下記選択肢から選択								
報		□ (2) 指定薬物に係る広告違反								
該当		例)■ (3) 指定薬物等である疑いがある物品の広告違反								
違法情報該当性の判断理由等		□ (5) 未承認医薬品の広告違反								
判	違反する法令名等	例)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性								
断理		の確保に関する法律第76条の6の2								
曲	上記法令の構成要件に	例)製品名〇〇については、広告禁止告示品と名称、								
<del>寺</del>	該当すると判断した理	包装、形状から同一と認められる。不特定多数の者								
	由	が閲覧可能なウェブサイトに製品名を明らかにし、								
		顧客を誘引する意図が明確である情報が掲載され								
		ており、広告に該当する。								

問い合わせ先 担当部署

担当者 電話番号 ファックス

【別表1】 インターネット上の違法な薬物情報に対し送信防止措置依頼、要請を行う厚生労働省の部署一覧

部署名	※対象案件	住所	電話番号	FAX番号
厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策	(1) (1)			
課情報係	(1) <b>~</b> (4)	〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	03-3595-2436	03-3501-0034
厚生労働省医薬食品局監視指導·麻薬対策	(5)	中央合同庁舎5号館	03-3393-2430	03-3301-0034
課薬事監視第一係	(0)			

#### 全国麻薬取締部

厚生労働省

部署名	※対象案件	住所	電話番号	FAX番号
北海道厚生局麻薬取締部 調査総務課	(1) <b>~</b> (4)	〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第一合同庁舎	011-726-3131	011-709-8063
東北厚生局麻薬取締部 調査総務課	(1) <b>~</b> (4)	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎	022-221-3701	022-221-3713
関東信越厚生局麻薬取締部 調査総務課	(1) <b>~</b> (4)	〒102-8309 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎	03-3512-8688	03-3512-8689
東海北陸厚生局麻薬取締部 調査総務課	(1) <b>~</b> (4)	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1	052-951-6911	052-951-6876
		名古屋合同广舍2号館		
近畿厚生局麻薬取締部 調査総務課	<b>(1) ~ (4)</b>	〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎4号館	06-6949-6336	06-6949-6339
中国四国厚生局麻薬取締部 調査総務課	<b>(1) ~ (4)</b>	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館	082-227-9011	082-227-9174
四国厚生支局麻薬取締部 調査総務課	<b>(1) ~ (4)</b>	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8910	087-823-8810
九州厚生局麻薬取締部 調査総務課	(1) ~ (4)	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7	092-472-2331	092-472-2336
		福岡第二合同庁舎		
九州厚生局沖縄麻薬取締支所 捜査課	(1) <b>~</b> (4)	〒900-0022 那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎	098-854-2584	098-834-8978

※対象案件(送信防止措置依頼、要請を行う厚生労働省の部署名とガイドライン「II 第1の2 薬物関連法規」に記載の対応する案件)

- (1) 規制薬物に係る広告違反 (2) 指定薬物に係る広告違反 (3) 指定薬物等である疑いがある物品の広告違反
- (4) 薬物犯罪等の実行又は規制薬物を濫用することを、あおり、又は唆す行為 (5) 未承認医薬品の広告違反

【別表2】 インターネット上の違法な薬物情報に対し送信防止措置要請を行う都道府県の部署一覧

部署名	住所	電話	ファックス
北海道 保健福祉部 地域医療推進局 医務薬務課	〒060-0003 札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5265	011-232-4108
青森県 健康福祉部 医療薬務課	〒030-8570 青森市長島 1-1-1	017-734-9289	017-734-8089
岩手県 保健福祉部 健康国保課	〒020-0023 盛岡市内丸 10番 1号	019-629-5467	019-629-5474
宮城県 保健福祉部 薬務課	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3 丁目 8-1	022-211-2653	022-211-2490
秋田県 健康福祉部 医務薬事課	〒010-0951 秋田市山王四丁目 1-1	018-860-1411	018-860-3883
山形県 健康福祉部 健康福祉企画課	〒990-8570 山形市松波二丁目 8-1	023-630-2333	023-625-4294
福島県 保健福祉部 薬務課	〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 西庁舎 7 階	024-521-7233	024-521-7992
茨城県 保健福祉部 薬務課	〒310-8555 水戸市笠原町 978-6	029-301-3388	029-301-3399
栃木県 保健福祉部 薬務課	〒320-0027 宇都宮市塙田 1-1-20	028-623-3119	028-623-3121
群馬県 健康福祉部 薬務課	〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1	027-226-2661	027-223-7872
埼玉県 保健医療部 薬務課	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1	(2)(3):048-830-3633	048-830-4806
		(5):048-830-3622	
千葉県 健康福祉部 薬務課	〒260-0855 千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2619,2620	043-227-5393
東京都 福祉保健局 健康安全部 薬務課	〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 第一本庁舎 21 階北側	03-5320-4512	03-5388-1434
		03-5320-4515	
神奈川県 保健福祉局 生活衛生部 薬務課	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1	045-210-4972	045-201-9025
		045-210-4967	
新潟県 福祉保健部 医務薬事課	〒950-8750 新潟市中央区新光町 4 番地 1	025-280-5188	025-285-5723
富山県 厚生部 くすり政策課	〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号	076-444-3234	076-444-3498
石川県 健康福祉部 薬事衛生課	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1442	076-225-1444
福井県 健康福祉部 医薬食品・衛生課	〒910-0005 福井市大手3丁目17番1号	0776-20-0347	0776-20-0640
山梨県 福祉保健部 衛生薬務課	〒400-0031 甲府市丸の内一丁目 6-1	055-223-1491	055-223-1492
長野県 健康福祉部 薬事管理課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2	026-235-7159	026-235-7398
岐阜県 健康福祉部 薬務水道課	〒500-8570 岐阜市薮田南 2-1-1	058-272-8285	058-271-5731
静岡県 健康福祉部 生活衛生局 薬事課	〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6	054-221-2413	054-221-2199
愛知県 健康福祉部 保健医療局 医薬安全課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号	052-954-6344	052-953-7149
三重県 健康福祉部薬務感染症対策課	〒514-0006 津市広明町 13 番地	059-224-2330	059-224-2352
滋賀県 健康医療福祉部 薬務感染症対策課	〒520-0044 大津市京町四丁目 1-1	077-528-3634	077-528-4863
京都府 健康福祉部 薬務課	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮/内町	075-414-4790	075-414-4792

大阪府 健康医療部 薬務課	〒540-8570 大阪市中央区大手前 2-1-22	06-6941-9078	06-6944-6701
兵庫県 健康福祉部 健康局 薬務課	〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号	078-362-3270	078-362-4713
奈良県 医療政策部 薬務課	〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地	0742-27-8664	0742-27-3029
和歌山県 福祉保健部 健康局 薬務課	〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1	073-441-2663	073-433-7118
鳥取県 福祉保健部 健康医療局 医療指導課	〒680-0011 鳥取市東町一丁目 220	0857-26-7203	0857-26-8168
島根県 健康福祉部 薬事衛生課	〒690-0887 松江市殿町 128 番地	0852-22-5260	0852-22-6041
岡山県 保健福祉部 医薬安全課	〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6	086-226-7340	086-224-2133
		086-226-7341	
広島県 健康福祉局 薬務課	〒730-8511 広島市中区基町 10-52	(2)(3) 082-513-3221	082-211-3006
		(5) 082-513-3222	
山口県 健康福祉部 薬務課	〒753-8501 山口市滝町1番1号	083-933-3020	083-933-3029
徳島県 保健福祉部 薬務課	〒770-0941 徳島市万代町1丁目1番地	088-621-2230	088-621-2842
香川県 健康福祉部 薬務感染症対策課	〒760-8570 高松市番町 4 丁目 1-10	087-832-3301	087-861-1421
愛媛県 保健福祉部 健康衛生局 薬務衛生課	〒790-8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2	089-912-2390	089-912-2389
高知県 健康政策部 医事薬務課	〒780-0850 高知市丸/内 1 丁目 2 番 20 号	088-823-9682	088-823-9137
福岡県 保健医療介護部 薬務課	〒812-0045 福岡市博多区東公園 7-7	092-643-3285	092-643-3305
佐賀県 健康福祉本部 薬務課	〒840-0041 佐賀市城内 1-1-59	0952-25-7082	0952-25-7285
長崎県 福祉保健部 薬務行政室	〒850-0861 長崎市江戸町 2-13	095-895-2469	095-895-2574
熊本県 健康福祉部 薬務衛生課	〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号	096-333-2242	096-383-1434
大分県 福祉保健部 薬務室	〒870-0022 大分市大手町3丁目1番1号	097-506-2650	097-506-1828
宮崎県 福祉保健部 医療薬務課 薬務対策室	〒880-0805 宮崎市橘通東2丁目10番1号	0985-26-7060	0985-32-4458
鹿児島県 保健福祉部 薬務課	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町 10番 1号	099-286-2804	099-286-5564
沖縄県 保健医療部 薬務疾病対策課	〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2	098-866-2215	098-866-2241

第2 ホットラインセンターからの送信防止措置依頼について (略) 参考 公序良俗に反する情報への対応

#### 第1 自主的な対応

公序良俗に反する情報については、これまでプロバイダや電子掲示板の 管理者等により、契約約款や利用規約に基づく送信防止措置や注意喚起等 の自主的な対応が行われてきたところである。

もっとも、どのような情報が公序良俗に反する情報に該当するのかについての判断が困難な場合があるため、公序良俗に反する情報への該当性の判断を支援するため、電気通信事業者団体において契約約款モデル条項が策定されている。

今後、これまで契約約款等で公序良俗に反する情報への対応を明確に定めていなかったプロバイダ等においても、モデル条項を参考に契約約款や利用規約の整備がなされ、契約に基づく対応が行われることが考えられる。 モデル条項については、

第2 ホットラインセンター及び警察機関からの依頼を受けて行う対応 (以下略)

平成18年11月27日策定 平成20年12月26日改訂 平成22年 1月15日改訂 平成22年 9月 7日改訂 平成23年 3月24日改訂 平成24年 4月 5日改訂 平成26年 4月23日改訂 平成26年10月23日改訂 平成26年12月15日改訂

違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項

本モデル条項は、電子掲示板の管理者やインターネットサービスプロバイダ等が自らの提供するサービスの内容に応じて、自らが必要とする範囲内で契約約款に採用していただくことを目的としています。

# (禁止事項)

- 第1条 契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行なわないものとします。
  - (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または 侵害するおそれのある行為
  - (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害する おそれのある行為
  - (3)他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、 またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
  - (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつ く、または結びつくおそれの高い行為
  - (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する 行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する 行為
  - (6)薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品(指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品)もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
  - (7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
  - (8)無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為

- (9) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
- (10) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (11)ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (12)無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (13)他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (14) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (15) 違法行為(けん銃等の譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含む)する行為
- (16)人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、 その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対 して送信する行為
- (17)人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの 高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (18) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長 する態様又は目的でリンクをはる行為
- (19)犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当 に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の 者をして掲載等させることを助長する行為
- (20) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

### (契約者の関係者による利用)

- 第2条 当社が別途指定する手続きにより、契約者が当該契約者の家族その他の者 (以下「関係者」といいます。)に利用させる目的で、かつ当該関係者の本サービ スの利用に係る利用料金の負担に合意して利用契約を締結したときは、当該契約 者は、当該関係者に対しても、契約者と同様にこの契約約款を遵守させる義務を 負うものとします。
- 2. 前項の場合、契約者は、当該関係者が第1条(禁止事項)各号に定める禁止事項 のいずれかを行い、またはその故意または過失により当社に損害を被らせた場合、 当該関係者の行為を当該契約者の行為とみなして、この契約約款の各条項が適用 されるものとします。

### (情報等の削除等)

- 第3条 当社は、契約者による本サービスの利用が第1条(禁止事項)の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。
  - (1) 第1条(禁止事項)の各号に該当する行為をやめるように要求します。
  - (2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行なうよう要求します。
  - (3) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
  - (4) 事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは 一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。
  - (5) 第6条に規定する連絡受付体制の整備が講じられていない場合、連絡受付体制の整備を要求します。
- 2. 前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

### (児童ポルノ画像のブロッキング)

- 第4条 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。
- 2. 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係 のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
- 3. 当社は、前二項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

## (青少年にとって有害な情報の取扱について)

第5条 契約者は、本サービスを利用することにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号、以下「青少年インターネット環境整備法」)第2条第11項の特定サーバー管理者(以下「特定サーバー管理者」という。)となる場合、同法第21条の努力義務について十分留意するものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用することにより、特定サーバー管理者となる場合、

自らの管理するサーバーを利用して第三者により青少年にとって有害な情報(青少年の健全な成長を著しく阻害する情報のうち、第1条に規定する情報を除く。以下同じ。)の発信が行われたことを知ったとき又は自ら当該情報を発信する場合、以下に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう努力するものとします。

- (1) 18歳以上を対象とした情報を発信していることを分かり易く周知する。
- (2) 閲覧者に年齢を入力させる等の方法により18歳以上の者のみが当該情報を閲覧しうるシステムを整備する。
- (3) 青少年にとって有害な情報を削除する。
- (4) 青少年にとって有害な情報の URL をフィルタリング提供事業者に対して通知する。
- 3. 当社は、本サービスにより、当社の判断において 青少年にとって有害な情報が発信された場合、青少年インターネット環境整備法第21条の趣旨に則り、 契約者に対して、当該情報の発信を通知すると共に、前項に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう要求することがあります。
- 4. 前項に基づく当社の通知に対し、契約者が、当該情報は青少年にとって有害な情報に該当しない旨、当社に回答した場合は、当社は当該契約者の判断を尊重するものとします。
- 5. 前項の場合であっても、当社は第2項(4)の方法により、フィルタリングによって青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させるための措置をすることがあります。

# (連絡受付体制の整備について)

- 第6条 契約者は、本サービスを利用することにより、特定サーバー管理者となる場合、情報発信に関するトラブルを防止することを目的として、下記に例示する方法等により、第三者からの連絡を受け付ける体制を整備するものとします。
  - (1) 本サービスを利用した情報発信に関する第三者向けの問い合わせフォームを整備すること。
  - (2) 本サービスを利用した情報発信に関する問い合わせ先のメールアドレスその他の連絡先を公開すること。
    - なお、上記(2)に例示した方法により、連絡を受け付ける体制を整備する場合、 当該連絡先が他の目的で悪用されるおそれがあることに契約者は十分留意するも のとします。
- 2. 契約者は本サービスを利用するにあたり、情報発信に関するトラブルが生じた場合に備えて、当社が連絡を取りうる連絡先を当社に対し通知することとします。

#### (利用の停止)

第7条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用

を停止することがあります。

- (1) 支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合。
- (2)本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカードまたは契約者が指定 する預金口座の利用が解約その他の理由により認められなくなった場合。
- (3) 本サービスの利用が第1条(禁止事項)の各号のいずれかに該当し、第3条 (情報の削除等)第1項第1号ないし第3号及び第5号の要求を受けた契約者 が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合。
- (4) 前各号のほかこの契約約款に違反した場合。
- 2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止 の理由を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではあ りません。

# (当社からの解約)

- 第8条 当社は、第7条(利用の停止)の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合は、 その利用契約を解約できるものとします。
- 2. 当社は、前項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その契約者に解約の旨を通知もしくは催告しない場合があります。

## (関連法令の遵守)

第9条 当社は、この約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲 内で、適切な措置を講ずるものとします。

以上

平成 1 8 年 1 1 月 2 7 日公表 平成 2 0 年 1 2 月 2 6 日改訂 平成 2 2 年 1 月 1 5 日改訂 平成 2 2 年 9 月 7 日改改訂 平成 2 3 年 3 月 2 4 日改改訂 平成 2 4 年 4 月 5 日改改訂 平成 2 6 年 4 月 2 3 日改改訂 平成 2 6 年 1 0 月 2 3 日改訂 平成 2 6 年 1 2 月 1 5 日改訂

違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説

#### (禁止事項)

### 第1条

契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行なわないものとします。

- (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
  - ・具体的には、著作権者の許可なく画像ファイルや音楽ファイルをアップロードする、偽ブランド品の写真を掲載して偽ブランド品の販売 広告を行う等の行為がこれに該当します。
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害 するおそれのある行為
  - ・具体的には、私人の氏名、住所等の個人情報及び写真等を本人の許可なくホームページ等に掲載する等の行為がこれに該当します。(プライバシー侵害に当たるかどうかについての詳細は、「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を参照してください。

<a href="http://www.telesa.or.jp/consortium/provider/pdf/provider\_mguideline\_20110921\_1">http://www.telesa.or.jp/consortium/provider/pdf/provider\_mguideline\_20110921\_1</a>. pdf>

(3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助 長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為 ・具体的には、特定の個人の名誉を損なう内容や侮辱する内容の文章等をホームページ等に掲載する行為、国籍、出身地等を理由とした個人に対する不当な差別を助長する等の行為がこれに該当します。(名誉毀損に当たるかどうかについての詳細は、「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を参照してください。

<a href="http://www.telesa.or.jp/consortium/provider/pdf/provider\_mguideline\_20110921\_1">http://www.telesa.or.jp/consortium/provider/pdf/provider\_mguideline\_20110921\_1</a>. pdf>

- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
  - ・具体的には、フィッシング詐欺のために銀行等のホームページに酷似したホームページを開設する、性行為の相手方となるよう児童を誘引する、または預貯金口座、「身分確認不要」等と謳った携帯電話の販売広告等をホームページに掲載する等の行為がこれに該当します。
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声も しくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体 を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示 または送信する行為
  - ・具体的には、性器が確認できる画像、18歳未満の児童であることが外見から容易に判断できる人物の性交または性交類似行為を描写した画像、実在の児童を虐待する様を記述した日記等をホームページに掲載する行為等がこれに該当します。
- (6)薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品(指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品)もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
  - ・具体的には、覚せい剤等規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品の値段 及び取引方法、もしくは規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品の使用・ 製造・栽培方法、または漢方版バイアグラ等未承認医薬品の値段、取引 方法等をホームページに掲載する等の行為がこれに該当します。

なお、指定薬物又は広告禁止告示品に該当しない物品であっても、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報(商品種別、販売方法等)からみてこれらと同等以上の精神毒性を有する可能性が高いと認められる物品の値段、取引方法、使用・製造等の情報をホームページに掲載する等の行為はこれに該当します。

また、使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、処方箋医薬品等の インターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為も 該当します。

・危険ドラッグに係る未承認医薬品には、「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」に示したものの他、指定薬物の検出例がある製品または新たに指定薬物に指定され、その省令が公布されてから施行されるまでの間にある製品と同一または類似の名称もしくはパッケージが記載されており、かつ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報から未承認医薬品である可能性が高いと認められるものがこれに該当します。

# (7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為

・具体的には貸金業法に基づく、貸金業登録番号の表示がない、又は詐称された登録番号が表示され、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を営む旨の記載がされていたり、貸付の条件(貸付の利率、限度額、返済方法等)に関する表示があったり、貸付契約の締結の勧誘を意味する表現があること等がこれに該当します。

# (8) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為

・商品等を販売せず、後順位の加入者が支出した金品を、先順位の加入者が受領することのみを目的とした配当組織をインターネット上で運営するため、または後順位の加入者を募るためにホームページ等を開設する等の行為がこれに該当します。

### (9) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為

・他の利用者の I D 及びパスワードを盗用したり、あるいはサーバの セキュリティホールを利用したりして、サーバに蓄積されたホームペ

- ージ等の情報を不正に書き換え、または消去する行為がこれに該当します。
- (10) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
  - ・他の利用者の I D を盗用して、電子掲示板への書き込みや、ホームページの開設等を行う行為がこれに該当します。
- (11)ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する 行為
  - ・ウィルス、ワーム等、コンピュータの動作に悪影響を与えるプログラム及びそのソースコード等を、インターネット上でダウンロード可能な形で提供する等の行為がこれに該当します。
- (12) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
  - ・事業者の提供するサービスを利用して、受信者の承諾を受けていない広告、宣伝等を内容とした電子メールを送信する等の行為がこれに該当します。
- (13) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしく は運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
  - ・非常に大容量のファイルを長時間送受信し続ける等の方法で、他の利用者の帯域を圧迫し正常な電気通信サービスの利用を妨げるまたは大量の電子メールを短時間で送信することで、メールサーバの機能に障害を生じさせる等の行為がこれに該当します。
- (14) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
  - ・具体的には、オンラインでポーカーやスロットマシーン等を擬似的 に利用させる等の方法で賭博を行うためのサイトを開設する、競馬等

のノミ行為を勧誘する等の行為がこれにあたります。

- (15) 違法行為(けん銃等の譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノ の提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介しまたは誘引(他 人に依頼することを含む)する行為
  - ・具体的には、価格、種別、引渡し日時等を特定したけん銃及び重火 器等の譲渡や免許証等の公文書の偽造の請負、実行日時、場所、被害 者等を特定した殺人の協力者の募集や依頼等のほか、偽造通貨の交付、 臓器売買、人身売買、自殺関与等、広く違法行為の請負・仲介・誘引 となる行為やこれらに関する情報を掲載することがこれに該当しま す。
  - ・また、ウェブサイト上の情報から、3 D プリンタによる銃砲が製造可能な設計図情報の掲載が強く疑われる場合であり、当該ウェブサイトに掲載されている他の情報(性能、使用目的等)から、銃砲の不正な製造を直接的かつ明示的に助長していると認められるときには、銃砲の不正な製造を誘引する行為に該当します。
- (16)人の殺害現場等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、 その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の 者に対して送信する行為
  - ・具体的には、人の殺害現場や犯罪による死体等の残虐な画像や、人が残虐に殺される動画等の情報や、動物虐待やいわゆるグロテスク系の動画像といった社会通念上著しく他者に嫌悪感を抱かせる情報をホームページ等に掲載する等の行為がこれに該当します。
- (17)人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
  - ・具体的には、自殺の日時、場所、方法等を明示して、一緒に自殺する人を募集する、自殺用の薬物等の提供を申し出る等の行為がこれに 該当します。

また、第三者に危害の及ぶおそれのある自殺の手段等を紹介するなどの情報としては、硫化水素ガスを発生させて自殺する方法を記載し

ているような行為がこれに該当します。

- (18) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
- (19) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者 を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、 不特定の者をしてウェブページに掲載等させることを助長する行為
  - ・具体的には、いわゆる闇サイトや裏サイトなど、犯罪や違法行為に 結びつくおそれの高い内容の情報や、特定の児童・生徒に対するいじ めに当たるような情報が、不特定の者によって書き込まれることを助 長するような電子掲示板を開設する等の行為がこれに該当します。
- (20) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

### (契約者の関係者による利用)

- 第2条 当社が別途指定する手続きにより、契約者が当該契約者の家族その他の者(以下「関係者」といいます。)に利用させる目的で、かつ当該関係者の本サービスの利用に係る利用料金の負担に合意して利用契約を締結したときは、当該契約者は、当該関係者に対しても、契約者と同様にこの契約約款を遵守させる義務を負うものとします。
- 2. 前項の場合、契約者は、当該関係者が第1条(禁止事項)各号に定める禁止事項のいずれかを行い、またはその故意または過失により当社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該契約者の行為とみなして、この契約約款の各条項が適用されるものとします。
  - ・契約者の家族等の関係者が禁止事項に違反した場合等に、契約者が違反 行為を行ったものとして扱う旨を規定しています。

## (情報等の削除等)

第3条 当社は、契約者による本サービスの利用が第1条(禁止事項)の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれ

かまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1) 第1条(禁止事項)の各号に該当する行為をやめるように要求します。
- (2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行なうよう要求します。
- (3) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
- (4) 事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部も しくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。
- (5) 第6条に規定する連絡受付体制の整備が講じられていない場合、連絡 受付体制の整備を要求します。
- 2. 前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。
  - ・サービスの利用に際して、契約者が禁止事項に該当する行為等を行った 場合に、電子掲示板の管理者等が講じる措置について規定しています。

(児童ポルノ画像のブロッキング)

- 第4条 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利 侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノアドレスリスト作成管理 団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像に ついて、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、 当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。
- 2. 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
- 3. 当社は、前二項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。
  - ・「閲覧できない状況に置く」とは、児童ポルノ画像等を閲覧できなくするように、アクセスしようとする通信を強制的に遮断する措置を示しています。
  - ・また、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体とは、平成23年3月24日時点では、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会を想定しています。

(青少年にとって有害な情報の取扱について)

第5条 契約者は、本サービスを利用することにより、青少年が安全に安心し

てインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成 20 年法律第 79 号、以下「青少年インターネット環境整備法」)第 2 条第 11 項の特定サーバー管理者(以下「特定サーバー管理者」という。)となる場合、同法第 21 条の努力義務について十分留意するものとします。

- 2. 契約者は、本サービスを利用することにより、特定サーバー管理者となる場合、自らの管理するサーバーを利用して第三者により青少年にとって有害な情報(青少年の健全な成長を著しく阻害する情報のうち、第 1 条に規定する情報を除く。以下同じ。)の発信が行われたことを知ったとき又は自ら当該情報を発信する場合、以下に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう努力するものとします。
- (1) 18歳以上を対象とした情報を発信していることを分かり易く周知する。
- (2) 閲覧者に年齢を入力させる等の方法により18歳以上の者のみが当該情報を閲覧しうるシステムを整備する。
  - (3) 青少年にとって有害な情報を削除する。
- (4) 青少年にとって有害な情報の URL をフィルタリング提供事業者に対して通知する。
- 3. 当社は、本サービスにより、当社の判断において 青少年にとって有害な情報が発信された場合、青少年インターネット環境整備法第 21 条の趣旨に則り、契約者に対して、当該情報の発信を通知すると共に、前項に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう要求することがあります。
- 4. 前項に基づく当社の通知に対し、契約者が、当該情報は青少年にとって有害な情報に該当しない旨、当社に回答した場合は、当社は当該契約者の判断を尊重するものとします。
- 5. 前項の場合であっても、当社は第2項(4)の方法により、フィルタリングによって青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させるための措置をすることがあります。
- ・本条項は、青少年インターネット環境整備法第 21 条の努力義務の周知・履行 を目的として規定されたものです。
- ・青少年インターネット環境整備法第 21 条

(青少年有害情報の発信が行われた場合における特定サーバー管理者の努力義 務)

第21条 特定サーバー管理者は、その管理する特定サーバーを利用して他人により青少年有害情報の発信が行われたことを知ったとき又は自ら青少年有害情報の発信を行おうとするときは、当該青少年有害情報について、インターネ

ットを利用して青少年による閲覧ができないようにするための措置(以下「青 少年閲覧防止措置」という。)をとるよう努めなければならない。

・特定サーバー管理者とは、インターネットを利用した公衆による情報の閲覧の用に供されるサーバー(特定サーバー)を用いて、他人の求めに応じ情報をインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置き、これに閲覧をさせる役務を提供する者をいいます(同法第2条11項)。具体的には、インターネットサービスプロバイダーや、ホスティングプロバイダー、コンテンツプロバイダー、掲示板やホームページの管理者等が想定されます。

#### (連絡受付体制の整備について)

- 第6条 契約者は、本サービスを利用することにより、特定サーバー管理者となる場合、情報発信に関するトラブルを防止することを目的として、下記に例示する方法等により、第三者からの連絡を受け付ける体制を整備するものとします。
  - (1) 本サービスを利用した情報発信に関する第三者向けの問い合わせフォームを整備すること。
  - (2) 本サービスを利用した情報発信に関する問い合わせ先のメールアドレス その他の連絡先を公開すること。
- なお、上記(2)に例示した方法により、連絡を受け付ける体制を整備する場合、当該連絡先が他の目的で悪用されるおそれがあることに契約者は十分留意するものとします。
- 2. 契約者は本サービスを利用するにあたり、情報発信に関するトラブルが生じた場合に備えて、当社が連絡を取りうる連絡先を当社に対し通知することとします。
- ・本条項は、青少年インターネット環境整備法第22条の努力義務の周知・履行を目的として規定されたものです。
- ・青少年インターネット環境整備法第22条 (青少年有害情報についての国民からの連絡の受付体制の整備)
- 第22条 特定サーバー管理者は、その管理する特定サーバーを利用して発信が行われた青少年有害情報について、国民からの連絡を受け付けるための体制を整備するよう努めなければならない。

#### (利用の停止)

第7条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの

利用を停止することがあります。

- (1) 支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合。
- (2) 本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカードまたは契約者 が指定する預金口座の利用が解約その他の理由により認められなくなっ た場合。
- (3) 本サービスの利用が第1条(禁止事項)の各号のいずれかに該当し、 第3条(情報の削除等)第1項第1号ないし第3号及び第5号の要求を 受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合。
- (4) 前各号のほかこの契約約款に違反した場合。
- 2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
  - ・サービス提供者が、契約者に対してサービスの利用停止措置を講ずる場合を規定しています。

### (当社からの解約)

- 第8条 当社は、第7条(利用の停止)の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合は、その利用契約を解約できるものとします。
- 2. 当社は、前項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その契約者に解約の旨を通知もしくは催告しない場合があります。
  - ・サービス提供者が、契約者に対して利用契約の解約措置を講ずる場合を 規定しています。

#### (関連法令の遵守)

- 第9条 当社は、この約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。
  - ・サービス提供者が本契約約款に定める措置を講ずるに際しては、電気通信事業法第6条の規定する不当な差別的取り扱いの禁止等、関連法令により事業者に課せられている義務の範囲内で適切な措置を講ずることを確認的に規定しています。